

第7条 役員の選出方法は次のとおりとする。

1. 顧問——会員の中から理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
(60.8.25 本号追加、60.10.18、4.11.21 改正)
2. 相談役——理事の中から会長及び理事長が推薦し、理事会の同意を得て委嘱する。
(6.6.18 追加)
3. 会長——通常会員の中から理事会が推薦し、総会の承認を得る。(60.8.25 改正)
4. 副会長——通常会員の中から理事会が推薦し、総会の承認を得る。(60.8.25 改正)
5. 理事長——理事の互選による。(4.11.21 追加)
6. 副理事長——理事の互選による。なお、事務局長は理事長が委嘱する。(4.11.21 追加)
7. 理事——評議員の中から互選により各回1名ずつ、理事会が通常委員より若干名及び現職員から1名を推薦し、総会の承認を得る。
(60.8.25、9.6.21 改正)
8. 会計——理事の互選による。(4.11.21 追加)
9. 監事——通常会員の中から理事長が推薦し、総会の承認を得る。理事を兼ねない。
(60.8.25、61.10.25 改正)
10. 評議員——会員の中から、理事長が委嘱する。(60.8.25 追加、4.11.21 改正)

第8条 役員の任期は総会から総会までとし、再任を妨げない。(60.8.25、4.11.21 改正)

第7章 総 会

第9条 通常総会は原則として、2年に1回理事会の発議により会長がこれを招集する。

2. 理事会が必要と認めたとき及び正会員50名以上の請求があった場合に会長が臨時総会を招集する。
(令和3.6.13 改正)
3. 総会は次の事項を行う。
 1. 事業計画及び事業報告の承認 (令和3.6.13 改正)
 2. 予算の承認及び計算書類の報告の承認 (令和3.6.13 改正)
 3. 役員の選出
 4. その他総会で必要と認める事項 (56.8.16、60.8.25 一部改正、平成4.11.21 本条全部改正)

第8章 理事会及び評議員会

第10条 理事会は理事をもって構成し、次の事項を行う。理事会がこれを招集する。

1. 次期総会までの総会代議機関としての事項
2. 事業計画の立案・審議及び事業報告の承認 (令和3.6.13 改正)
3. 会長、副会長、理事及び監事の総会への推薦
4. 顧問、相談役、理事長、副理事長及び会計の選出
5. その他本会の目的を達成するために必要な事項
(60.8.25 一部改正、平成4.11.21 本条全部改正、6.6.18 一部改正)

第11条 評議員会は評議員をもって構成し、理事会の諮問に応じる。理事会がこれを招集する。
(60.8.25 追加)